

第7回 住居の荒廃をめぐる法務と福祉からの対応策に関する研究会 議事概要

日 時：2018年11月19日（月） 18：00～20：00

場 所：日本都市センター研究室内会議室

出席者：菅富美枝 委員（法政大学）、

菅原誠 委員（東京都立中部総合精神保健福祉センター）、木本悟 委員（京都市）
（事務局：日本都市センター）

石川研究室長、釦持研究員、早坂研究員、瀧澤研究員

議事要旨

- 現地調査報告
- 報告書に関する議論
- その他

1. 現地調査報告

(1) 法テラス東京法律事務所の取組みについて

- ・司法ソーシャルワークの取組みについて、法テラス東京法律事務所のスタッフ弁護士である太田晃弘弁護士にヒアリングを行った。
- ・司法ソーシャルワークとは、「高齢者、障害者、生活困窮者、外国人、DV やストーカーの被害者、虐待されている児童など、自ら、あるいは自発的に弁護士等にアクセスすることができない人々に対して、福祉・医療関係者・関係機関、その他の支援者との連携を弁護士等が強化して、あるいは新たに構築して、全体として、総合的な生活支援を継続的に行っていく手法」である。
- ・従来、少年事件分野において、家庭裁判所調査官や法務教官などによるソーシャルワークを指す概念として用いられてきた。近年では、特に高齢者などの生活再建及び自立という観点から、福祉関係者とともに総合的な課題解決に取り組む考え方として提唱されている。
- ・当事者が自発的に弁護士等にアクセスすることができない以上、弁護士等からのアウトリーチが重要な要素である。ひとつの手法としては、福祉関係者が既に携わっている事案のなかから、法的課題がありそうなものを抽出することが考えられる。
- ・法テラス東京法律事務所では、2014年1月に新宿区と協定を締結し、スタッフ弁護士が地域包括支援センター（「高齢者総合相談センター」）に月1回出張している。センター職員との日常的な交流や同行訪問などを通じて、法的課題を早期に発見し、当事者の生活再建に寄与することが期待されている。

(2) 練馬区の実践について

- ・精神疾患のおそれがある住民の診立てや支援方法の確認、さらには受診の説得を推進するため、2011年よりアウトリーチ事業を開始する。
- ・東京都立中部総合精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業の活用に加えて、区独自で精神科医予算を確保している。2015年からは、精神保健福祉士を非常勤職員として任用し、アウトリーチ事業の更なる拡充を図っている。
- ・精神科未受診者や受診拒否者、精神疾患による入退院を繰り返すなど病状が不安定な者などが把握されると、所内でアウトリーチ会議が開催され、地域精神保健相談員と保健師、精神科医が訪問診療を行う。その後、半年ごとのモニタリング会議で、アウトリーチの効果の確認や支援方針の見直しが行われる。
- ・アウトリーチ事業の成果としては、多職種での対応が可能になった、相談から対応までの期間が短くなった、保健師にとって心強い、といった点が挙げられる。
- ・当初は、保健師の間でアウトリーチ事業に対する理解が進んでおらず、あまり活用されていないという課題があったが、訪問及び所内面接・電話相談の件数は年々増加傾向にある。
- ・いわゆる「ごみ屋敷」問題については、アウトリーチ事業を行っている健康部だけでは解決が困難なため、庁内の他部署や外部の関係機関と連携を図っていくことが重要である。

(3) 神戸市の実践について

- ・2015年6月に「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」を制定する。
- ・対象は「不良な状態にある建物等」であり、いわゆる「ごみ屋敷」のみを指す。
- ・経済的な支援が条例で規定されており、堆積物の処分、悪臭除去、害虫駆除に要する費用が最大100万円支給される。
- ・資源循環政策課が条例を所管しているが、住民からの相談窓口は、各区で広聴業務を担当する、まちづくり課に置かれている。個別事案への対応についても、区役所の福祉部門が中心となって、堆積者本人に改善を促していく。
- ・審議会は設置されておらず、助言又は指導の実施にあたっては任意で、勧告、命令及び代執行の実施にあたっては義務的に、あらかじめ学識経験者から意見聴取を行うこととなっている。
- ・施行から約1年で、いわゆる「ごみ屋敷」の件数が半減した。条例施行を契機として、これまでアプローチが困難であった居住者にも積極的に働きかけ、福祉・医療的支援を中心とした「人への支援」に取り組むことで、いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決を目指している。

(4) 質疑応答・意見交換

- ・いわゆる「ごみ屋敷」条例を制定している自治体のほとんどが審議会を設置する一方、神戸市は学識経験者への意見聴取という形をとっているのは興味深い。

- ・京都市も審議会を設置しておらず、市長は、命令などをしようとする場合、必要に応じて学識経験者の意見を聴くものとしている。
- ・神戸市条例では、命令を受けた者を経済的支援の対象から除外してはいないが、他自治体の条例では除外しているものも見受けられる。
- ・世田谷区ではいわゆる「ごみ屋敷」問題への対応の一環として、精神科医のアウトリーチ事業を開始したが、練馬区のようにアウトリーチ事業をいわゆる「ごみ屋敷」問題にも応用しているというのが一般的だろう。
- ・都内では、練馬区がアウトリーチ事業を早い段階から導入し、件数も最大である。今年度から品川区が、来年度から杉並区と世田谷区がアウトリーチ事業を立ち上げるようである。
- ・長期的な視点で福祉サービスを導入することが効果的だが、本人が疾患や障害があることを認めない場合には、福祉サービスを入れることが難しく、現場では課題となっている。
- ・アウトリーチは、精神科医のほかに精神保健福祉士や臨床心理士が加わる例もあり、多職種でのアウトリーチが意識されつつある。
- ・国が策定した第 5 期障害福祉計画のなかで、精神障害を含む地域包括ケアという考え方が打ち出された。さらに、推進事業のひとつにアウトリーチが入ったことで、国から補助金が出るようになったため、アウトリーチ事業を開始する自治体がこれからも増えていくことが期待される。
- ・豊中市社会福祉協議会へのヒアリング調査でも、福祉的支援を必要とする人が消費者問題や経済的虐待といった法的問題も抱えている事案があると伺った。福祉と司法の連携の必要性をあらためて認識した。
- ・最近では、ギャンブル依存問題、ギャンブル嗜癖問題が注目されている。多くの場合、金銭面で問題となり、消費者生活センターや法テラスなどに相談がいく。

2. 報告書に関する議論

- ・生活困窮者自立支援法の平成 30 年改正については、野洲市と豊中市社会福祉協議会へのヒアリング調査に関する原稿のなかで、言及することとする。
- ・各委員の原稿の締切りは 1 月中旬を予定している。
- ・次回の研究会で、各委員から原稿の暫定稿あるいは骨子案を提出いただき、内容の調整を行う。
- ・第 1 章では、1 月に実施したアンケート調査などを踏まえて、いわゆる「ごみ屋敷」問題の全体像や傾向などについて言及する。
- ・報告書の柱として、条例などに関する法的論点と福祉的な支援の 2 つがあるため、そのことを意識した全体構成にすると良い。次回研究会や各委員の原稿が出揃い次第、座長とも相談しながら、全体構成を最終決定する。
- ・本研究会の委員として参加いただいている足立区と京都市、ヒアリング調査にご協力いただいた各自治体の条例などを参考資料として付すことで、これからいわゆる「ごみ屋敷」問題に取り組む自治体に参考になる報告書とする。

- ・新たに事務局で作成した参考資料の素案としては、「荒廃住居対策及び居住者支援に関する法制度」と『住居荒廃』問題に関する条例一覧がある。こちらについても、委員の方々からご意見を頂戴しながら、加筆修正していきたい。
- ・条例一覧は、自治体にとって、相違点を比較し、検討する上で参考になるだろう。
- ・審議会あるいは有識者会議の有無に関する項目を条例一覧に追加する。
- ・法制度の一覧は、個別事案によって状況が多岐にわたるため、決定版を出すのは困難である。ただ、何らかの対応を検討するための取っ掛かりにはなる。
- ・空き家法や景観法、児童福祉法なども関連する場合がある。
- ・京都市条例には、緊急安全措置に加えて、軽微な措置もあるが、他の条例で同様に軽微な措置を設けているところはあるか。もしないようであれば、あえて条例一覧での比較項目として挙げる必要はないかもしれない。

3. その他

- ・次回（第8回）研究会を12月17日（月）に開催し、報告書の原稿内容を調整するとともに、全体構成及びタイトルなどについて意見交換を行う。

（文責：事務局）